

第2期国分寺市障害者活躍推進計画



令和7年3月

国分寺市

目次

1	はじめに	1
2	計画の策定主体となる任命権者	1
3	計画期間	2
4	国分寺市における障害者雇用に関する現状と課題	2
5	計画の目標	2
	（1）採用に関する目標	2
	（2）定着に関する目標	3
6	取組内容	4
	（1）障害のある人の活躍を推進する体制整備	4
	（2）障害のある人の活躍の基本となる職務の選定・創出	5
	（3）障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	5
	（4）その他	7

1 はじめに

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正（令和元年法律第36号）により、地方公共団体の任命権者は、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組みに関する計画の作成が義務化されたことに伴い、令和3年3月に国分寺市障害者活躍推進計画（以下「第1期計画」という。）を策定し、障害のある職員が能力を有効に発揮し、長期に定着するだけでなく、障害特性などに応じた活躍を推進し、障害のある職員を含めた全ての職員が活躍できる職場環境となることを目指してきました。

第1期計画の計画期間が令和7年3月31日をもって終了することから、これまでの取り組み状況を踏まえた上で、令和7年度から令和9年度までを計画期間とする「第2期国分寺市障害者活躍推進計画」を策定し、さらなる障害者雇用の促進及び雇用継続の推進を図ります。

2 計画の策定主体となる任命権者

- 国分寺市長
- 国分寺市教育委員会

※目標については、職員採用及び雇用管理を市長部局の任命権者である国分寺市長が一体的に行っているため、合算して設定し、国分寺市長、国分寺市教育委員会の連名で作成します（独自の採用がなく、現に障害者を任用していない任命権者は作成する必要がないとされています。）。

※取組みについては、各任命権者の実施分をまとめて記載しています。

3 計画期間

○ 令和7年4月1日～令和10年3月31日

※本計画については、厚生労働大臣が定める障害者雇用対策基本方針（令和5年厚生労働省告示第126号）の運営期間に合わせて、計画期間を令和10年3月31日までの3年間とします。計画期間内においても、毎年度の実施状況の点検、点検結果を踏まえた必要な対策を実施していきます。

4 国分寺市における障害者雇用に関する現状と課題

国分寺市においては、令和6年度における市長部局及び教育委員会との合計（特例認定）での障害者雇用法定雇用率を達成することができていますが、令和6年4月1日から地方公共団体に係る障害者雇用率が2.6%から3.0%（教育委員会は2.5%から2.9%）に改められること（経過措置として、令和8年6月30日までの間、地方公共団体に係る障害者雇用率は2.8%、教育委員会は2.7%）となったことから、今まで以上に積極的な採用活動及び障害のある職員の定着が重要となります。

5 計画の目標

(1) 採用に関する目標 法定雇用の達成（令和9年度までの毎年度）

評価方法 毎年 of 任免状況通報のタイミングで法定雇用の達成状況を公表

（参考）令和6年6月1日時点で法定雇用障害者数を達成するために雇用しなければいけない障害者数は0人であり、令和6年度の法定雇用は達成している状況です。

(参考) 法定雇用率とは、「常時雇用している労働者数」と「雇用しなければいけない障害者数（法定雇用障害者数）」の割合を示したもので、障害者雇用促進法において率が定められています。

(参考) 法定雇用の達成とは、法定雇用率を達成するために雇用すべき法定雇用障害者数が1人未満であることをいいます。

法定雇用率、常時雇用している労働者数及び法定雇用障害者数は、厚生労働省の「障害者である職員の任免に関する状況の通報」の基準で算出しています。

(参考) 法定雇用率の達成状況

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法定雇用率	2.5%	2.6%	2.6%	2.6%	2.8%
法定雇用の達成状況	達成済み	達成済み	達成済み	達成済み	達成済み

(2) 定着に関する目標 6か月及び1年定着率の目標を90%以上とする

評価方法 過去10年間の障害のある方を対象にした試験により採用された職員の、採用日より6か月以内及び1年以内の離職者数÷採用者数により算出された離職率をもとに定着率を集計、毎年の任免状況通報のタイミングで公表

(参考) 定着率の状況（令和6年3月31日現在）

	6か月定着率	1年定着率
目標定着率	90%以上	90%以上
過去10年間の障害のある方を対象とした試験による採用者の定着率	90%	76%

6 取組内容

(1) 障害のある人の活躍を推進する体制整備

<組織面>

- 障害者雇用推進者として職員課長を選任します（令和元年 12 月 5 日選任済）。
- 障害者職業生活相談員として職員課人事係長を選任します（令和元年 12 月 5 日選任済）。
- 障害のある職員や職場で支援にあたる管理監督者、障害のある職員の同僚等が相談できる相談窓口を職員課に設置し、相談者の意向を踏まえ、必要に応じて産業医とも連携を図ります。
- 役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行います。
- 組織外の関係機関（厚生労働省障害者雇用対策課、東京労働局、立川公共職業安定所、その他障害者が利用している支援機関）と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で支援状況を含めて共有します。

<人材面>

- 障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、東京労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習の受講対象とします。
- 障害のある職員が配属されている部署の職員を中心に、厚生労働省障害者雇用対策課又は東京労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等の受講を推進し、障害のある職員との関わり方や障害特性への理解を深めます。
- 「国分寺市職員の障害を理由とする差別解消推進対応要綱」に関する研修を実施し、障害者への理解を促進します。

(2) 障害のある人の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 障害のある職員や今後採用する障害ある人の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、職務や職場環境についてのアンケート等を実施し、職務の選定及び創出について総合的に検討を行います。
- 障害のある職員の支援にあたる管理監督者が定期的な面談を行い職員課に報告し、その情報を活用し、障害のある職員と業務の適切なマッチングができているのかの検証を行い、必要に応じて検討を行います。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

<職務環境>

- 障害のある職員への意向調査や面談等により、執務室内のハード面も含めた必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じます。なお、措置を講じるに当たり、職員の要望を踏まえつつ、過重な負担とならない範囲で適切に実施します。

<募集・採用>

- 障害のある人の希望により、週当たりの勤務時間や勤務日数を選択できる勤務形態の採用募集等を行います。
- 採用試験の実施に当たり、障害のある人からの要望を踏まえ、可能な範囲で障害特性に配慮した試験の実施方法等を検討します。
- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わないこととします。
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定すること
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること
 - ・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施すること
- 募集・採用に当たっては、資格等の要件をできる限り設定しないこととします。

<働き方>

- 障害のある職員について、時間単位の年次有給休暇や、病気休暇等の各種休暇の利用を促進します。
- 障害のある職員について、採用時や採用後の事情に応じて、勤務時間や勤務日数の設定及び配属場所の変更等を行うことを検討します。

<キャリア形成>

- 障害のある職員の希望等を踏まえつつ、国分寺市人材育成基本方針に基づく研修体系のもと、障害特性に応じてできることや、得意なことをのばすことにより、人材育成を行います。

<その他の人事管理>

- 障害のある職員からの意向を面談等により随時確認し、同意があれば、障害のある職員を配置する職場の管理監督者及び職場の同僚へ、職員課から障害の特性や配慮必要事項の説明を行い、働きやすい環境づくりを行います。
- 必要に応じて、障害のある職員の支援にあたる管理監督者が障害のある職員の面談を随時実施し、状況把握・体調配慮を行います。
- 障害のある職員への合理的配慮の提供については、個々の障害の状況に応じて、どのような配慮や支援が必要かについて話し合い、配慮を実施した後も定期的に検討します。
- 中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいいます。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組みを行います。
- 本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じます。

(4) その他

- 国分寺市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。

第2期国分寺市障害者活躍推進計画
(令和7年3月発行)

発行者：国分寺市

〒185-8501 東京都国分寺市泉町二丁目2番18号

電話番号：042-312-8686

担当：総務部職員課人事係